

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
佐 本 交 指 発 第 5 3 号	
令 和 6 年 3 月 2 8 日	

各警察署（隊）長 殿

有 効	令和11年3月31日まで
交通事故事件捜査係	
交 通 部 長	

交通事故に係る被害者支援の一層の推進について（通達）

見出しの件については、「交通事故に係る被害者支援の一層の推進について」（平成31年3月8日付け佐本交指発第62号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき、警察本部交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）に被害者連絡調整官等を設置し、交通事故の被害者又はその遺族（以下「交通事故被害者等」という。）に対する被害者支援を推進しているところであるが、下記のとおり運用することとしたので、交通事故被害者等に対する適切な被害者連絡について、一層の推進に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 被害者連絡の確実な実施に係る体制の強化

被害者連絡の対象となる重大事故事件のうち、死傷者多数の場合、危険運転致死傷罪等に該当する場合、一方当事者の供述以外に証拠が得られないおそれがある場合、交通事故被害者等から捜査に対する苦情や要望を受けた場合等、被害者連絡において組織的な対応が必要と認められる事案（以下「重大特異事案等」という。）については、早期に、組織的かつ斉一な被害者連絡が実施される体制を確立すること。

(1) 被害者連絡調整官

ア 設置

交通指導課に被害者連絡調整官を設置し、警部の階級にある者をもって充てる。

イ 任務

- (ア) 交通事故被害者等に対する被害者連絡の総括に関すること。
- (イ) 重大特異事案等発生の際における被害者連絡に係る指揮、本部の犯罪被害者支援担当課を始めとする関係各課と連携調整を図る。
- (ウ) 警察署及び高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）の被害者連絡責任者に対し、交通事故被害者等に対する被害者連絡に関する指導を行う。
- (エ) 交通事故被害者等に対する被害者連絡における説明内容及び説明方法について必要に応じ担当検察官と協議を実施するとともに、当該協議結果に基づき警察署等の被害者連絡責任者に対し指導を行う。

- (オ) 適切な被害者連絡の実施に資する教養を企画・立案するほか、警察署等の被害者連絡責任者に対して教養を行う。
- (2) 被害者連絡調整官補佐の設置
 - ア 設置
交通指導課に被害者連絡調整官補佐を設置し、警部補の階級にある者をもって充てる。
 - イ 任務
 - (ア) 重大特異事案等発生の際に、交通事故事件捜査統括官と連携を図りながら、事案の概要を把握し被害者連絡調整官に速報するとともに、発生警察署等の被害者連絡責任者に対し、被害者連絡に係る助言・指導を行う。
また、被害者連絡調整官の指揮を受け、必要に応じ自ら被害者連絡を行う。
 - (イ) 被害者連絡調整官の指揮を受け、警察署等における被害者連絡実施状況について点検等を行う。
 - (ウ) 警察署等の交通専務員等に対して、適切な被害者連絡に資する教養を行う。
- (3) 交通事故事件捜査統括官との緊密な連携
被害者連絡調整官及び被害者連絡調整官補佐（以下「被害者連絡調整官等」という。）は、交通事故に係る被害者連絡の推進に当たって、交通事故事件捜査統括官と緊密な連携を図るものとする。

2 交通事故被害者等の心情に配慮した被害者連絡に係る教養の推進

- (1) 被害者連絡調整官等による教養
被害者連絡調整官は、交通事故被害者等の心情に配慮した被害者連絡を推進するため、交通現任総合専科教養等において、適切な被害者連絡の実施方法についての教養を推進するほか、広報県民課被害者支援室と連携するなど、各種機会を捉えて警察署等の被害者連絡責任者に対して、適切な被害者連絡の推進に関する教養を実施すること。
被害者連絡調整官補佐は、業務指導等の機会を捉えて警察署等に赴き、交通専務員等に対し、交通事故被害者等の心情に配慮した被害者連絡の重要性、被害者連絡制度の趣旨等についての教養を行うこと。
- (2) 交通事故被害者等による講話の実施
被害者連絡調整官は、警察署等の被害者連絡責任者等に対し、交通事故被害者等による講話や被害者連絡担当者やカウンセラー等による経験談を聴講させるなど、交通事故被害者等の心情を直接理解する機会を設けること。